

中央教育審議会委員の選任について

平成 17 年 3 月 4 日
地 方 六 団 体

1. 地方自治体は、自治事務である義務教育行政の小・中学校の設置・運営を行う主体であり、その所要経費の7割以上を負担するとともに、幼稚園、高等学校、公立大学、私学助成、スポーツ振興、生涯学習、科学技術等のいずれの分野においても重要な役割を果たしている。

また、市と町村においては、そのおかれている地域的狀況が大いに異なるとともに、児童・生徒数、教職員数、財政力等、教育に関する狀況は異なるものである。

このため、我々地方六団体は、中央教育審議会の委員の選任に関し、我々の代表3名を選任するよう政府及び文部科学大臣に繰り返し申し入れてきた。

しかしながら、文部科学大臣は、こうした我々の主張に対して耳をかたむけることなく、地方六団体の推薦委員抜きで中央教育審議会の審議を開始しているところであり、極めて遺憾である。

2. また、義務教育に係る諸課題について審議することとされている同審議会義務教育特別部会についても、委員の選任を一方的に行い、地方団体の代表者が空席のまま審議を強行している。さらに、同審議会は新しいメンバーでこれから審議を行うにも関わらず、同審議会会長は、「国が経費を負担するのは、均等な教育が行われるために必要な措置だ」、「理を尽くして説得する」、「両論併記はやめたい」といった発言を行い、あたかも義務教育費国庫負担金制度を堅持することを前提に議論するというような報道もなされている。こうしたことは、教育行政についても重要な役割を果たしている地方を軽視するものであるばかりでなく、「費用負担についての地方案を活かす方策を検討する」という政府・与党合意にも反するものであり、国と地方の信頼関係を著しく損なうものといわざるを得ない。中央教育審議会及び義務教育特別部会の審議については公平・公正な運営が確保されなければならない。

3. 本日、このような事態の打開策について地方六団体で協議を行い、細田内閣官房長官に対し、別紙の内容で申し入れを行ったところであり、地方六団体としては、中央教育審議会義務教育特別部会の委員に知事、市長及び町村長の代表者3名を推薦することとした。

同審議会の正委員については、引き続き、知事、市長、町村長の代表者3人を選任するよう求めていくこととした。

政府及び文部科学省においては、我々の主張を真摯に受け止め、公平・公正、誠実に対応することを強く求める。